

和食文化学会 会則

一部改正 2019年4月16日

(名称)

第1条 本会は「和食文化学会」(Society of Japanese Food Studies)と称する。

(目的)

第2条 本会は、広く人類の食に関わる学問分野および消費者はじめ食に関わる広範な産業界の人びとを含む多様な食の当事者との協働により、諸学問を統合した食文化の創生および発展に資する研究を推進するとともに、京都を含む全国の和食文化による地域創生と国際交流の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条

1項 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 総会、年次研究大会、研究会などの開催。
- (2) 地域社会、行政及び産業界との連携事業。
- (3) 国際連携、国際交流事業。
- (4) 全国の食文化に関わる各組織との連携による企画調整。
- (5) 学会誌『和食文化研究』など出版物の刊行。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業。

2項 本会の事業費は会費、事業収入、寄付等をあてる。

3項 寄付を受けた場合返礼を行う。

(会員)

第4条 本会は正会員、学生会員および法人会員で組織する。

- (1) 正会員および学生会員は、和食文化に関連する研究や和食文化に関わる事業や活動を行っている個人、和食文化に関心を持つ個人で、本会の事業に参加し、学会誌などの配布を受けることができる。
- (2) 法人会員は、本会の目的に賛同し活動を支援する団体とする。法人会員は本会の事業に参加し、学会誌などの配布を受けることができる。
- (3) 正会員、学生会員、法人会員ともに和食文化学会正会員の推薦を受けた者とし、理事会が承認する。
- (4) 入会を希望する個人または団体は、所定の入会申込書に記入し、事務局へ申し込むものとする。
- (5) 会員が退会届を提出したときは会員の資格を失う。

(会費)

第5条 本会は会員から会費を徴収する。

- (1) 会計年度を4月1日から翌年3月31日までとする。

- (2) 正会員の会費を 10,000 円、学生会員の会費を 3,000 円、法人会員の会費を 50,000 円（一口）とする。

（組織）

第 6 条 本会の事業に関する審議・執行のため、次の機関・担当をおく。

- (1) 本会の重要事項を審議する最高決定機関として総会をおく。総会は毎年 1 回、会長の招集によって開催される。
- (2) 本会の活動全般にわたる審議・執行の機関として理事会をおく。理事会は会長の招集により随時開催され、会長、副会長、理事で構成される。
- (3) 理事会と協力して必要な事項の審議と執行にあたる委員会として、企画委員会、広報委員会、研究大会運営委員会、編集委員会をおく。各委員会には委員長をおくものとする。別に会計担当理事をおく。
- (4) 理事会は特に必要を認めた場合には、その議に基づいてその他の委員会を設けることができる。

（決議）

第 7 条 総会、理事会、委員会は特に定めるものを除き、出席者の過半数の賛同によって決する。

- (1) 理事会はその活動について総会に報告を行わなければならない。ただし、この報告は会員に周知しうる他の方法によって換えることができる。
- (2) 委員会はその審議および執行の状況について理事会に報告を行う。理事会は必要に応じて委員会の活動について指示を与えることができる。

（役員）

第 8 条 本会に次の役員等をおく。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 顧問および名誉顧問 若干名
- (5) 監事 2 名
- (6) 各委員会委員長および委員 若干名

（役員職務）

第 9 条 役員職務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、必要に応じて会長を代行する。
- (3) 理事は理事会を組織し本会の運営に任ずる。会長の指名により、担当理事として各委員会を代表する理事をおく。
- (4) 顧問および名誉顧問は本会の重要会務について会長の諮問に応ずる。
- (5) 会計は本会の会計処理全般を担当する。

- (6) 監査は、本会の会計および資産の状況を監査する。
- (7) 委員会委員は会長または担当理事の指名により会務にあたる。

(役員を選出と任期)

第10条 役員を選出は次の規定による。

- (1) 会長は理事会の議に基づき推挙により総会において選出し、その任期は3カ年とする。ただし、再任を妨げない。会長が任期中に辞任した場合、新たに選出された会長の任期は前会長の残任期間とする。
- (2) 副会長は、会長と同様、理事会の議に基づき推挙により総会において選出する。任期は3カ年とする。
- (3) 理事は、会長の推挙により選出し、総会において承認される。任期は3カ年とする。
- (4) 監事は、会長の推挙により選出し、総会において承認される。任期は3カ年とする。
- (5) 顧問および名誉顧問は、理事同様会長の推挙により選出し、総会において承認される。任期は特に定めない。
- (6) 委員会委員長および委員は、理事の推挙により選出し、総会において承認される。各委員会の委員長は会長が担当理事を指名し、委員長は若干名の委員を任命する。委員長、委員ともに任期は定めない。
- (7) 会計は、会長が担当理事を指名し、総会において承認される。任期は特に定めない。
- (8) 2018(平成30)年2月の本会発足時における上記役員については、いずれも和食文化学会設立発起人による推挙とする。当初役員の任期は、2021年の総会開催時までとする。

(研究大会の開催)

第11条 毎年1回開催され、研究大会運営委員長がこれを運営する。

- (1) 研究大会において発表を行う発表者は、会員でなければならない。
- (2) 研究大会の内容については研究大会運営委員会が決定する。

(学会誌の発行)

第12条 本会は学会誌『和食文化研究』を年1回発行し、編集委員会がその編集(著作権処理等)にあたる。

- (1) 論文の査読には、「和食文化」編集委員会内にもうけた査読委員があたる。
- (2) 別途、編集規定、投稿規定、査読規定を設ける。

(その他の委員会)

第13条 研究大会運営委員会、編集委員会以外に以下の委員会をおく。

- (1) 企画委員会は、本会の目的を達成するため、他の委員会と連携しながら、和食文化に関する研究動向等を見すえながら研究大会や学会誌のテーマ等に関して理事会に進言する。
- (2) 広報委員会は、本会の目的を達成するために、インターネット、ホームページおよびメーリングリストなどを運用および管理する。
- (3) 前項の運用に関する事項については、会長、副会長、広報委員、編集委員長が協議の上決定する。

(4) 本会の目的を達成するために、必要があるときは上記以外に委員会などを設けることができる。

(事務局)

第 14 条 事務局は、本会の運営に関する事務的業務を行う。

- (1) 事務局の業務は、会長が統括する。
- (2) 事務局の運営などに関しては、理事会で定める。
- (3) 事務局には事務局長をおき、会長が任命する。
- (4) 事務局は、当面、京都府立大学京都和食文化研究センターにおく。

(会則の変更)

第 15 条 会則の変更は、総会の承認を得なければならない。

附 則

(会則の施行)

第 16 条 本会則は 2018(平成 30)年 2 月 19 日より施行する。